

島田市告示第 92 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市内の町の区域を下記のとおり変更することについて、地方自治法第 260 条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 3 月 31 日

島田市長 染 谷 絹 代



記

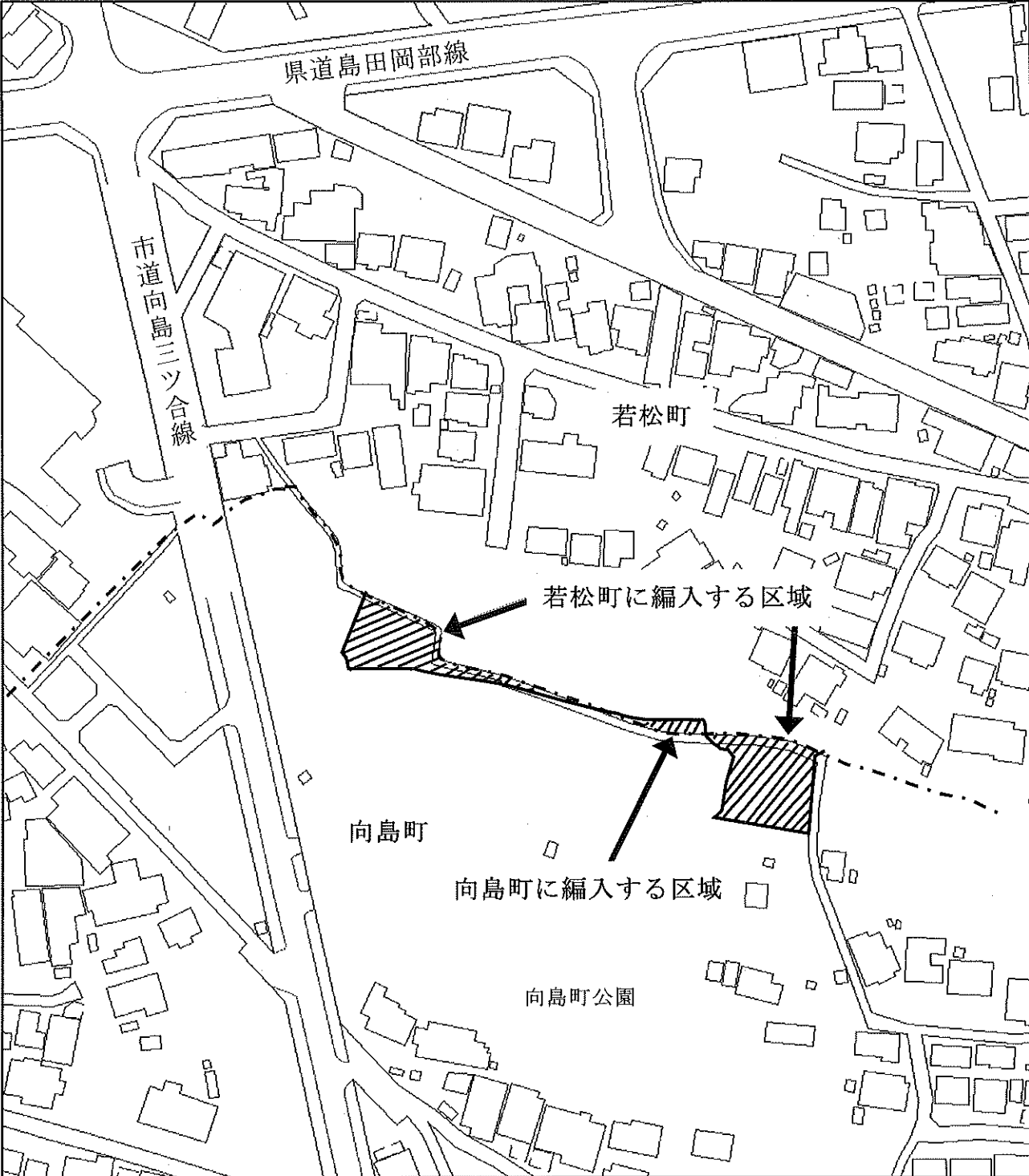
1 若松町に編入する区域

向島町 2747 の 5 から 2747 の 10 まで、2747 の 27 から 2747 の 30 まで、2755 の 1、2755 の 6 から 2755 の 9 まで、2756 の 8 から 2756 の 11 まで、2759 の 20、2759 の 29 から 2759 の 32 まで、2759 の 38 から 2759 の 40 まで、2759 の 42、2773 の 7、2773 の 31 から 2773 の 33 まで、2773 の 35、2773 の 37 から 2773 の 42 まで、2775 の 3

2 向島町に編入する区域

若松町 2788 の 14 から 2788 の 19 まで

位置図（町の区域の変更）



位置図 (宅地造成後のイメージ図)

